

新 旧 対 照 表

| | 新 | 旧 |
|---------------------|--|--|
| 建築物等の用途の制限 (E地区) | 当地区内に建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(わ)項に掲げる建築物 | 当地区内に建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(を)項に掲げる建築物 |

なお、建築基準法における表記の一部改正に伴い、以下のとおり表記を変更するものです。

(新) レディーミクストコンクリート (旧) レディミクストコンクリート
 (新) 柵 (旧) さく